

第32軍司令部壕保存・公開推進連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 第32軍司令部壕保存・公開基本方針(令和5年7月18日)に基づき、関係機関が連携した取組を進めるため、情報を交換し、諸課題等の検討を目的として、第32軍司令部壕保存・公開推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議は、別表に掲げる関係機関で構成する。なお、必要に応じ、構成員を追加できるものとする。

(リーダー)

第3条 連絡会議にリーダーを置き、リーダーは沖縄県知事公室平和・地域外交推進課長をもってあてる。

(所掌事務)

第4条 連絡会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第32軍司令部壕の保存・公開に向けて、情報共有、意見交換、取組状況の確認等を行う。
- (2) 第32軍司令部壕の保存・公開に関する諸課題の分析及び検討を行う。
- (3) その他、第32軍司令部壕の保存・公開に向けて必要な事項に関すること。

(会議)

第5条 連絡会議は、情報共有又は諸課題の検討等を行うため、会議を開催することができる。

- 2 会議は、必要に応じ、リーダーが招集する。
- 3 会議は、リーダーが主宰し、その都度必要と認めた構成員で開催することができる。
- 4 リーダーは、構成員のほか、必要があると認める者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、沖縄県知事公室平和・地域外交推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、令和5年7月18日から施行する。

付則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

	構成員	所掌事務
1	沖縄県 知事公室 平和・地域外交推進課	平和の発信、沖縄戦の実相の継承、技術的調査、財源確保等に関すること
2	沖縄県 生活福祉部 保護・援護課	遺骨収集等に関すること
3	沖縄県 土木建築部 都市公園課	首里城公園管理に関すること
4	沖縄県 土木建築部 首里城復興課	首里城復興に関すること
5	沖縄県 文化観光スポーツ部 観光政策課	観光振興計画等に関すること
6	沖縄県 教育庁 県立学校教育課	平和教育等に関すること
7	沖縄県 教育庁 文化財課	文化財、戦争遺跡、沖縄県史等に関すること
8	那覇市 総務部 平和交流・男女参画課	平和振興等に関すること
9	那覇市 経済観光部 観光課	観光の振興、宣伝、観光客の誘致等に関すること
10	那覇市 市民文化部 文化財課	歴史資料の編集・普及、文化財の保存・活用等に関すること